

# 日本忍者協議会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本忍者協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、今後国内及び海外での観光戦略、クールジャパンなどで忍者を日本の文化資産として、国や全国の忍者と関連する自治体、大学、観光協会、民間団体、事業所等が全国的なネットワークの下連携して、国内及び海外の観光客を誘客するための情報収集や情報発信を行い、忍者を活かした観光振興、文化振興、地域経済の活性化などを図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 国及び忍者と関連する地方自治体、大学、観光協会、民間団体、事業所等の情報共有と連携強化
- (2) 忍者を日本固有の文化資産としてのブランディング化
- (3) 国内外の観光客を誘客するための情報収集及び情報発信
- (4) 国内外から全国忍者施設への送客システムの確立
- (5) 「忍者の日」や「忍者フェスティバル」等の忍者関連イベントの開催
- (6) その他本会の目的を達成するために必要と思われる事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の正会員は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 忍者と関連する都道府県
  - (2) 忍者と関連する市町村
  - (3) 忍者と関連する地域の観光協会
  - (4) 忍者と関連する民間団体、事業所
  - (5) その他会長が必要と認めるもの
- 2 本会の趣旨に賛同する民間企業等を賛助会員とする。
- 3 本会の趣旨に賛同する個人を一般会員とする。
- 4 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 5 本協会に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者を名誉会員とする

(会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって名誉会員となる。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員として重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度開始から 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の正会員より請求があつた場合は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長の指名する 2 名の総会に出席した社員は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、12 名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、正会員の中から社員総会の決議によって選任する。ただし、社員総会の決議により必要と認めるときは、正会員以外から理事2名以内を選任することができる。

2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第21条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は会長の業務を補佐する、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、社員総会の決議を経て定める。

(オブザーバー)

第 27 条 本会に、任意の機関として、1 名以上 10 名以下のオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 オブザーバーの選任及び解任は、理事会において決議する。

4 オブザーバーは、無報酬とする。ただし、理事会の決議を経て、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第32条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(委員会)

第34条 会長は、本会の事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号、第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くと共に、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## **第8章 定款の変更及び解散**

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第40条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## **第9章 公告の方法**

(公示の方法)

第42条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## **第10章 事務局**

(設置等)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 本会に理事会の決議を経て、事務局長及び所要の職員を置く。

## **附則**

この定款は、平成27年10月9日から施行する。

この定款は 平成28年8月27日に改正する